

議案第 5 4 号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

指定工事店における排水設備工事責任技術者の専属義務を見直すため、及び下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和 5 4 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「が専属する」を「を選任している」に改める。

第 5 条の 3 第 1 項第 1 号中「が 1 人以上専属」を「を選任」に改める。

別表第 5 の 5 の項中「0 . 5」を「0 . 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧																		
目次 略	目次 略																		
第1章及び第1章の2 略	第1章及び第1章の2 略																		
第2章 排水設備の設置等	第2章 排水設備の設置等																		
第3条及び第4条 略	第3条及び第4条 略																		
(排水設備工事の施行)	(排水設備工事の施行)																		
第5条 排水設備の新設等の工事は、排水設備 工事に関し技能を有する者として町長が認 め、登録した排水設備工事責任技術者(以下 「責任技術者」という。)を選任している工 事業者として第5条の3の規定により町長が 指定した瑞穂町指定下水道工事店(以下「指 定工事店」という。)でなければ、施行して はならない。	第5条 排水設備の新設等の工事は、排水設備 工事に関し技能を有する者として町長が認 め、登録した排水設備工事責任技術者(以下 「責任技術者」という。)が専属する 工 事業者として第5条の3の規定により町長が 指定した瑞穂町指定下水道工事店(以下「指 定工事店」という。)でなければ、施行して はならない。																		
2 略	2 略																		
第5条の2 略	第5条の2 略																		
(指定工事店の指定基準)	(指定工事店の指定基準)																		
第5条の3 略	第5条の3 略																		
(1) 責任技術者を選任 _____ しているこ と。	(1) 責任技術者が1人以上専属しているこ と。																		
(2) (3) 略	(2) (3) 略																		
2及び3 略	2及び3 略																		
第5条の4から第10条 略	第5条の4から第10条 略																		
第3章から第6章 略	第3章から第6章 略																		
別表第1から別表第4 略	別表第1から別表第4 略																		
別表第5(第12条の2関係)	別表第5(第12条の2関係)																		
<table><tr><td></td><td>物質又は項目</td><td>水質の基準</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>5</td><td>六価クロム化合物</td><td>1リットルにつ き六価クロム 0.2ミリグラム</td></tr></table>		物質又は項目	水質の基準	略	略	略	5	六価クロム化合物	1リットルにつ き六価クロム 0.2ミリグラム	<table><tr><td></td><td>物質又は項目</td><td>水質の基準</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>5</td><td>六価クロム化合物</td><td>1リットルにつ き六価クロム 0.5ミリグラム</td></tr></table>		物質又は項目	水質の基準	略	略	略	5	六価クロム化合物	1リットルにつ き六価クロム 0.5ミリグラム
	物質又は項目	水質の基準																	
略	略	略																	
5	六価クロム化合物	1リットルにつ き六価クロム 0.2ミリグラム																	
	物質又は項目	水質の基準																	
略	略	略																	
5	六価クロム化合物	1リットルにつ き六価クロム 0.5ミリグラム																	

		以下			以下
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		
別表第6 略			別表第6 略		
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>					